

告 訴 状

東京地方検察庁

検事 伊丹俊彦 様.

告訴人、東京都墨田区堤通 2-3-1-1208

大高 正二 33F

電話番号 090-3223-2780.

私は、事件番号 平成 24年(う)ホ1860号の被告人です。
東京高等裁判所裁判長裁判官井上弘通により、私は控訴審における法定の被告人発言を禁止されました。

この事実はいずれも1回及び3回公判調書に記述されています。
禁止理由は刑事訴訟法388条に「控訴審では、被告人の身に於ける弁論は、弁護人となれば、これをする事が出来ぬ」と定められているからであるとされています。

しかし、この状態では被告人が傍聴人と同じ立場に置かれる事になり、被告人が裁判を受けている事になります。

憲法37条1項に「すべての刑事事件においては、被告人は公平な裁判所の迅速なる公開裁判を受ける権利を有する」

同条2項には「刑事事件の被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分与えられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する」と定められています。

憲法と法律に相反する定めがある時は憲法の定めが優先します。

従って、私に対する控訴審法定における「発言禁止」は憲法37条違反です。

発言を禁止された事により、私は証人に対する審問がなされて貰えませんでした。

以上の事実により、私は公平、公正な裁判を受ける事が出来ず、多大の損害と精神的苦痛を被りました。

よって、井上弘通を刑法193条違反で告訴^訴します。

以上 大高 正二^{大高}

2014年2月17日

K10